

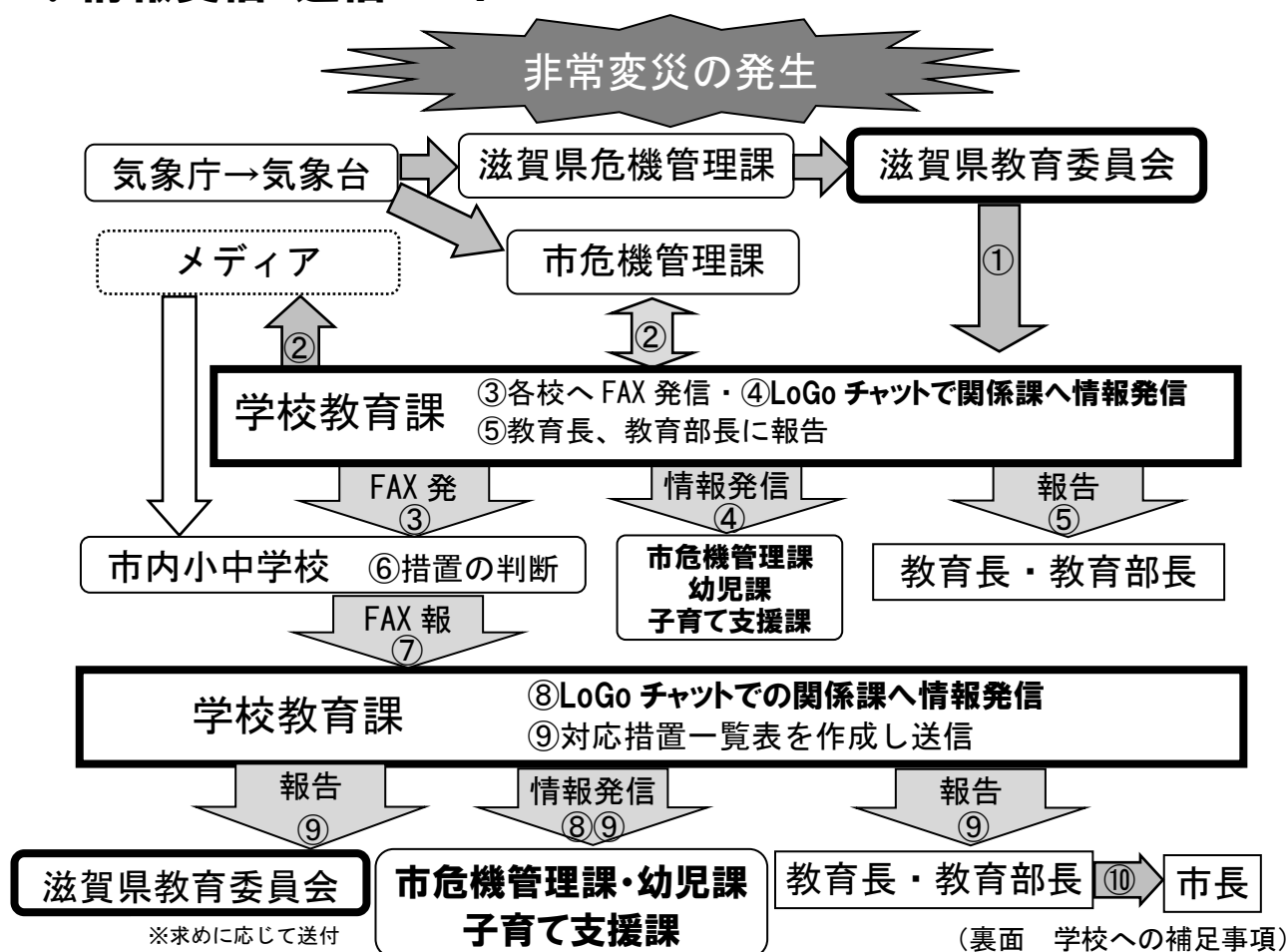
栗東市立学校・非常変災時の対応マニュアル

学校教育課

1. 非常変災情報が入ってきた時の学校教育課の対応

①	県教委から情報を受け取る。
②	メディア・市危機管理課から情報を集める。 ※危機管理課（担当係長）に照会する。
③	情報を整理して、各校へFAXで発信する。
④	LoGo チャットで子育て支援課、幼児課、危機管理課へ情報を発信する。
⑤	学校に発信した情報を教育長、教育部長に報告する。
学	⑥学校教育法施行規則第63条 ¹ に基づき、校長が必要な対応措置を判断する。
校	⑦各校が決定した対応措置をFAXで報告する。
⑧	LoGo チャットにて子育て支援課、幼児課、危機管理課へ情報を発信する。
⑨	各校からの報告を整理し、対応措置一覧表を作成し、県教委、市危機管理課・幼児課・子育て支援課・教育長、教育部長に送信する。
⑩	教育部長、教育長は市長に各校の対応措置を報告する。

2. 情報受信・送信ルート



¹学校教育法施行規則第63条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

＜学校での対応のポイント＞

対応の基本

児童生徒の安全確保が最優先

※「マニュアル」は、あくまで「原則」です。目の前の児童生徒の安全が確保されることがなにより優先です。緊急時は、状況によって臨機応変な対応をお願いします。

1. メディア等により、幅広く情報を収集します。

- ☐ 3つ以上の気象予想情報を入手
- ☐ 情報や必要な措置の判断について校長間で情報交換
- ☐ 迷われる場合は、市教委に相談

2. 必要な措置を校長が判断します。

- ☐ 確実性の低い前日に判断を行う場合は、学校教育課と協議してください。
- 以下の場合、事前に学校教育課にご一報ください。
- ☐ 登下校時間の繰り上げ、繰り下げを行う場合
 - ☐ 臨時休業を行う場合
- ※関係課間の申し合わせにより学童保育所の開始時間は変更できません。
※通常学童開所時刻までは、学校で待機する対応をしてください。

3. 対応措置についてFAXで市教委へ報告します。

4. 校区内の学校・保護者に情報を発信します。

- ※可能な限り、文書とメールを併用してください。
- ※情報が届いていない場合を想定した対応をご準備ください。

5. 児童生徒の登下校の安全確保をはかります。

- ☐ 通学路に教員を配置するなどの見守り体制
- ☐ 必要であれば、学校に留め置き・引き渡し
- ☐ 学童利用者の安全確保のため、学童と連携してください。

栗東市学校教育課

	①環境省→県→市健康増進課から情報を受け取る。
	②対策会議（教育長、教育部長、課長、参事、学校安全担当）で協議する
	③情報を整理して、各学校へFAXで発信する。
	④LoGoチャットにて子育て支援課、幼児課、危機管理課へ情報を発信する。
学 校	⑤対策委員会（校長、教頭、教務主任、安全担当等）を立ち上げ、協議する。
	⑥学校教育法施行規則第63条 ¹ に基づき、校長が必要な対応措置を判断する。
	⑦各校が決定した対応措置をFAXで報告する。
	⑧LoGoチャットにて子育て支援課、幼児課、危機管理課へ情報を発信する。 各校からの報告を整理し、対応措置一覧表を作成する。
	⑨県教委、市危機管理課・幼児課・子育て支援課・教育長、教育部長に対応措置 一覧表を報告する。
	⑩教育部長、教育長は市長に各校の対応措置を報告する。

```

graph TD
    A[環境省] --> B[熱中症特別警戒アラート発令]
    B --> C[滋賀県健康しが推進課]
    C --> D[しがしらメール]
    C --> E[市健康増進課]
    E --> F[学校教育課]
    F --> G[市内小中学校]
    F --> H[市危機管理課・幼児課  
子育て支援課]
    G --> F
    F --> I[滋賀県教育委員会]
    F --> J[市危機管理課・幼児課  
子育て支援課]
    F --> K[教育長・教育部長]
    K --> L[市長]

```

【要請項目】

- ☐ 臨時休業
- ☐ 行事の変更・延期
- ☐ 日課変更

②対策会議で要請項目について協議

③FAX 発信 要請、注意喚起、報告依頼

④情報発信

⑤対策委員会の立ち上げ ⑥措置の判断

⑦FAX 報告

⑦対応措置一覧表を作成

⑧⑨情報発信・報告

⑨報告

⑨報告

⑩

~~※求めに応じて送付~~

¹学校教育法施行規則第 63 条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会(公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長)に報告しなければならない。

1. 基本的指導事項

- ①児童生徒の安全確保を最優先にした指導を行う。
- ②時差熱中症を避けるため、激しい運動や過度の負荷がかかる運動を行った後は適切な休憩とこまめな水分補給を行う。
- ③暑さ指数（WBGT）により可否判断は下記を参照する。

2. 暑さ指数と運動の目安

暑さ指数 (WBGT)	屋外・屋内 ※冷房の効いた部屋でも暑さ指数を計測	外遊び (指導者なし)	その他
熱中症特別警戒 情報発令 35 以上	中止(実測値にかかわらず) ※熱中症特別警戒情報…前日午後2時		原則休校
33 以上	中止		下校を遅らせることも検討 (各校判断)
31 以上	中止		下校を遅らせることも検討 (各校判断)
28～31 以上	×激しい運動 ×持久走 休憩の目安:10～20 分 水分、塩分補給を行う	▲全員参加型 暑さが苦手な児童・生徒へ配慮が必要	

3. 熱中症特別警戒情報発令時について

- ①部活動の遠征、大会等においては地域の状況や主催側の判断をもとに検討する。
熱中症対策が徹底できない場合は参加しない。
- ②午前中から暑さ指数が 31 を超えてしまう日がある場合、給食後下校となるとかなり暑い時間帯の下校になることも考慮する。
- ③学区によっては、長距離を徒歩または自転車で登下校する児童生徒がいることを考慮する。
- ④保冷グッズや日傘の活用、体調不良時はお迎え要請など登下校の熱中症対策には限界があることを考慮する。

4. その他

- ①活動場所で熱中症計を設置し、定期的に数値を確認する。特に運動会や体育大会当日、練習中も暑さ指数計で計測しながら実施する。
- ②児童生徒に、熱中症による命の危険があることを指導し、水分補給、休憩で体調管理を心がけ、自分たちでも命を守る行動がとれるようにする。